

上海 通信

小型薄利企業の優遇税制（税率改正）について

財政部、税務総局は2023年第6号公告《小型薄利企業と個人経営者の所得税優遇政策の実施に関する公告》を発行し、小型薄利企業の年度課税所得額が100万元以下である部分については、25%に軽減して課税所得額に算入し、20%の税率により企業所得税を納付すること（実質税率5%）に改正されました。本税率の適用期間は2023年1月1日から2024年12月31日までです。

2022年度は、年度課税所得額が100万元以下である部分は実質税率2.5%となっていましたので、今回は税率2.5から5%への上昇です。

小規模薄利企業の優遇税制については、近年税率改正が頻繁に行われております。下記、2019年度以降の改正の変遷を纏めました。

対象年度	年間課税所得額	実質税率
2019～2020	100万元以下	5%
	100万元以上 300万元以下	10%
2021	100万元以下	2.5%
	100万元以上 300万元以下	10%
2022	100万元以下	2.5%
	100万元以上 300万元以下	5%
2023～2024	100万元以下	5%
	100万元以上 300万元以下	5%

【ご留意事項】

① 小型薄利企業の適用要件は下記の通りです（2019年度以降改正なし）。

適用条件を一つでも満たさない場合は、本優遇税制を受けることができません。

適用条件：

国家が制限あるいは禁止していない業種に従事し、下記3条件を同時に満たす企業

年間課税所得額	従業員数	資産総額
300万元以下	300人以下	5,000万元以下

（※）従業員数と資産総額の指標は、年間四半期平均値（下記の計算公式）により計算する。

四半期平均値 = (四半期期首 + 四半期期末) ÷ 2

年間四半期平均値 = 一年間の各四半期平均値の合計 ÷ 4

② 現状では、2024年度の適用までしか規定されておられませんので、今後の改正動向を注視する必要があります。



～お問い合わせは上海マイツまで～